

第6期 小金井市地域自立支援協議会 部会活動報告

| | |
|---------|---------------|
| 協議テーマ | 地域生活支援拠点等について |
| 開催回・開催日 | 平成30年9月21日(金) |
| 部会名 | 相談支援部会 |
| 記録担当委員名 | 赤濱 高之 |

【協議概要】

- ① 小金井市にとって拠点等の整備手法はどのような類型で行くのが良いか。
- ② 24時間緊急対応のコールセンター設置の是非について
- ③ 拠点等で必要な機能と整備がされたかの判断の基準とは何か。
- ④ 「地域生活支援拠点等」の事業開始の方法の確認
- ⑤ 対象となる事業者の「地域生活支援拠点等」の認知度について
- ⑥ 各種機能と加算内容の確認

【課題となった事項の整理】

- ① 拠点となる機能が小金井市にはなく、新たに設置するだけの予算がないため、実情に合わせた形として、既存の資源を活用しながら運用する面的整備型がもっとも現実的な形であると結論に至る。
- ② -1 24時間緊急対応ができている自治体は現状あまりないのではないかと。
 -2 仮に設置した場合は宿直体制となり、かなりの予算が必要となってしまう。
 -3 小金井市障害者虐待防止センターの24時間電話の8割が市外からである。
 -4 身体障害者では夜間、救急車を呼ぶほどではないが、朝まで放置すると問題があるので誰か来てほしいという場合がある。
 -5 本当に必要な人は24時間体制の訪問看護に依頼すればよいのではないかと。
 -6 すでに地域定着支援事業を開始している「そら」が契約者に対してであるが、24時間体制を敷いている。
 -7 本当に必要なサービスなのか。対象者を限定しないとやみくもに電話がかかってくるのではないかと。
- ③ -1 東京都内において地域生活支援拠点等として認定されている障害福祉サービス指定事業者の9事業所の実施状況確認
 -2 必ずしもすべての事業(生活介護、自立訓練等)を一斉に開始していなくても問題はない。
- ④ -1 小金井市から東京都に「地域生活支援拠点等」申請をするための様式等はない。
 -2 地域生活支援拠点等の各種加算申請については、届出書を提出する必要があるものとならないものがある。
- ⑤ 平成30年4月の報酬改定後に新設の地域生活支援拠点等の加算請求をしている事

業所がないことも含め、実態としてあまり認知が進んでいるとは言えないのではないか。

⑥ -1 <相談機能の強化>

●地域生活支援拠点等相談強化加算【新設】

既存の相談支援事業所が担えるのか。

-2 <緊急時の受入れ・対応の機能の強化>

●緊急短期入所受入加算(Ⅰ)(Ⅱ)【見直し】

緊急短期入所体制確保加算が廃止され、緊急短期入所受入加算の単位数が増えていく。変更となった背景には、受入れ・対応を重点的に評価するため。また、定員超過となる場合は従来超過利用減算となっていたものが、逆に定員超過特例加算【新設】として評価されるようになっていく。

-3 <体験の機会・場の機能強化>

●体験利用支援加算【見直し】地域移行支援

●体験宿泊支援加算【新設】施設入所支援

基本的には地域移行支援を進めるために整備された色合いが強い。それはすべてではないが、地域生活支援拠点等全体にも言えるかもしれない。

-4 <専門的人材の確保・養成の機能の強化>

●重度障害者支援加算【新設】

今回の話し合いでは確認するに至らず。次回以降に確認が必要。

-5 <地域の体制づくりの機能の強化>

●地域体制強化共同支援加算【新設】

特定相談支援事業所を中心に月に1回、支援困難事例等について課題検討をしたときに評価をする加算として新設をされている。

【課題解決に向けて】

- ① 面的整備型のひな型となる素案を小金井市で作成をする。
- ② 他の自治体における24時間緊急対応の実施状況の確認
- ⑤ ある程度枠組みが固まったら、相談支援部会主催で市内事業者に向けた「地域生活支援拠点等」の説明会を開催し、実施してもらえる事業所を増やせていくことによって、面的整備を進めていけるようにする方向で検討してみる。

【次回の協議内容予定】

- ・面的整備型のひな型となる素案が作成されたい場合は、素案をもとに肉付け的な枠組みの構築に向けた話し合いをしていく。
- ・他の自治体で24時間体制の実施例があるのであれば、確認をしながら改めて実施の是非も含めて検討をする。

【次回の開催日程】

平成30年10月16日(火) 18:00~20:00 前原暫定 C会議室